

新 旧 対 照 表

○事業報告書等未提出特定非営利活動法人に関する取扱要綱(改正案)

新	旧
<p>(督促書の送付)</p> <p>第2条 知事は、条例第8条に定める期限までに事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、遅滞なく当該特定非営利活動法人の代表者に対し<u>提出期限を定めて</u>、督促書を発するものとする。</p> <p>2 前項の規定による督促書は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地に送付するものとする。</p> <p>3 当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地に前2項の督促書を受けべき者がいない場合は、第1項の規定による督促書は、代表者の住所に送付するものとする。</p> <p>4 当該特定非営利活動法人の代表者の転居、死亡等により前項の規定による督促書が相手方に到達しない場合は、当該特定非営利活動法人の理事のうち役員名簿の上位者から順に<u>提出期限を定めて</u>、督促書を発するものとする。</p> <p>5 前項の規定による督促書は、当該非営利活動法人の<u>理事</u>の住所に送付するものとする。</p>	<p>(<u>第1回</u>督促書の送付)</p> <p>第2条 知事は、条例第8条に定める期限までに事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、遅滞なく当該特定非営利活動法人の代表者に対し、<u>第1回</u>督促書を発するものとする。</p> <p>2 前項の規定による督促書は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地に送付するものとする。</p> <p>3 当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地に前2項の督促書を受けべき者がいない場合は、第1項の規定による督促書は、代表者の住所に送付するものとする。</p> <p>4 当該特定非営利活動法人の代表者の転居、死亡等により前項の規定による督促書が相手方に到達しない場合は、当該特定非営利活動法人の理事<u>及び監事(以下「役員」という。)</u>のうち役員名簿の上位者から順に、<u>第1回</u>督促書を発するものとする。</p> <p>5 前項の規定による督促書は、当該非営利活動法人の<u>役員</u>の住所に送付するものとする。</p>
<p>(削除)</p>	<p>(<u>第2回</u>督促書の送付)</p> <p><u>第3条 知事は、前条第1項又は第4項の第1回督促書を発した日から一定の期間を経過してもなお事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、遅滞なく当該特定非営利活動法人の代表者に対し、提出期限を定めて、第2回督促書を発するものとする。</u></p> <p><u>2 前項の規定による督促書は、当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地に送付するものとする。</u></p> <p><u>3 当該特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地に前2項の督促書を受け</u></p>

るべき者がいない場合は、第1項の規定による督促書は、代表者の住所に送付するものとする。

4 当該特定非営利活動法人の代表者の転居、死亡等により前項の規定による督促書が相手方に到達しない場合は、当該特定非営利活動法人の役員のうち役員名簿の上位者から順に、提出期限を定めて、第2回督促書を発するものとする。

5 前項の規定による督促書は、当該非営利活動法人の役員の住所に送付するものとする。

6 第2項から第5項の規定に関わらず、第2条第3項から第5項までの規定により、第1回督促書を主たる事務所の所在地以外に送付している場合は、当該送付先に第2回督促書を送付するものとする。なお、第2回督促書が相手方に到達しない場合は、改めて前2項の規定により送付するものとする。

(過料事件通知書の送付)

第3条 知事は、3年以上にわたって事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人であり、かつ前条第1項又は第4項の規定により指定した期限までに、事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、法第80条第5号及び非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条に基づき、当該特定非営利活動法人の代表者（代表者不在の場合は当該特定非営利活動法人の理事のうち役員名簿の上位者。以下同じ。）の住所を管轄する地方裁判所に対し、過料事件通知書を送付するものとする。

(認証の取消し)

第4条 知事は、3年以上にわたって事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人であり、かつ前々条第1項又は第4項の規定により指定した期限までに、事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、法第43条第1項の規定による認証の取消しを行う旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、当該特定非営利活動法人の代表者を名宛人とし、当該代表者の住所に送付するものとする。

3 その他認証の取消しに係る手続については、行政手続法（平成5年法律第

(過料事件通知書の送付)

第4条 知事は、3年以上にわたって事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人であり、かつ前条第1項又は第4項の規定により指定した期限までに、事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、法第80条第5号及び非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第119条に基づき、当該特定非営利活動法人の代表者（代表者不在の場合は当該特定非営利活動法人の役員のうち役員名簿の上位者。以下同じ。）の住所を管轄する地方裁判所に対し、過料事件通知書を送付するものとする。

(認証の取消し)

第5条 知事は、3年以上にわたって事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人であり、かつ前々条第1項又は第4項の規定により指定した期限までに、事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人があるときは、当該特定非営利活動法人に対し、法第43条第1項の規定による認証の取消しを行う旨を通知するものとする。

2 前項の通知は、当該特定非営利活動法人の代表者を名宛人とし、当該代表者の住所に送付するものとする。

3 その他認証の取消しに係る手続については、行政手続法（平成5年法律第

88号)及び神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年9月30日規則第156号)に従い行うものとする。

(県民への情報提供)

第5条 知事は、法第43条第1項の規定による認証の取消しを行った場合は、次に掲げる事項について、県ホームページに登載するものとする。

- (1) 当該特定非営利活動法人の名称、主たる事務所の所在地及び設立認証日
- (2) 認証取消の理由、根拠法令及び認証取消年月日

(事務の所管)

第6条 この要綱に関する事務は、神奈川県政策局NPO協働推進課において所管する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、NPO協働推進課長が別に定めることができる。

(略)

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年 月 日から施行する。

(経過措置)

2 3年以上にわたって事業報告書等を提出しない特定非営利活動法人であり、かつ、条例第8条に定める期限が令和5年11月30日以前の特定非営利活動法人に関する督促書の送付については、なお従前の例による。

88号)及び神奈川県聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成6年9月30日規則第156号)に従い行うものとする。

(県民への情報提供)

第6条 知事は、法第43条第1項の規定による認証の取消しを行った場合は、次に掲げる事項について、県ホームページに登載するものとする。

- (1) 当該特定非営利活動法人の名称、主たる事務所の所在地及び設立認証日
- (2) 認証取消の理由、根拠法令及び認証取消年月日

(事務の所管)

第7条 この要綱に関する事務は、神奈川県政策局NPO協働推進課において所管する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、NPO協働推進課長が別に定めることができる。

(略)

(新規)